

子ども・子育て支援新制度の概要

<p>目的と背景</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上 <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急速な少子化の進行 ○ 子育ての孤立感と負担感の増加 ○ 深刻な保育所、学童クラブの待機児童問題 ○ 30歳代で低い女性の労働力率 ○ 子育て支援の制度・財源の縦割り 	<div style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; margin-bottom: 10px;">➔</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供 ○ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童の解消 ・ 地域の保育を支援 ・ 教育・保育の質的改善 ○ 地域の子ども・子育て支援の充実
--------------	--	---

<p>制度の基本方針</p>	<p>【子ども・子育て関連3法】(平成24年8月公布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援法 ○ 認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律) ○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 <p>【制度の骨格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年4月実施 ○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「<u>施設型給付</u>」)および小規模保育等への給付(「<u>地域型保育給付</u>」)の創設 ○ 地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業等の「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 ○ 区市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施 ○ 消費税率の引上げによる恒久財源(0.7兆円程度)の確保
----------------	---

<p>給付事業</p>	<p>施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援 ○ 対象施設 認定こども園、幼稚園、保育所 ○ 支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都による事業の認可(認可の仕組みは現行どおり) ・ 区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認 ○ 給付の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国 1/2、都 1/4、区 1/4 	<p>地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに区市町村の認可事業となる小規模保育等を対象とした 財政支援 ○ 対象事業 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ○ 支給要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区が新たに定める事業の基準に基づく事業の認可 ・ 区が新たに定める給付対象の基準を満たすことの確認 ○ 給付の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国 1/2、都 1/4、区 1/4 												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定区分</th> <th>利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号認定</td> <td>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの</td> <td>幼稚園 認定こども園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号認定</td> <td>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</td> <td>保育所 認定こども園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号認定</td> <td>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</td> <td>保育所 認定こども園 小規模保育等</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分		利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの	幼稚園 認定こども園	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等
認定区分		利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業												
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの	幼稚園 認定こども園												
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園												
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等												

<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村が地域の実情に応じて、区市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業(対象となる事業は子ども・子育て支援法で法定) ○ 事業を実施するために必要な費用に充てるための交付金が国、都から交付 <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業〔新規〕 ②地域子育て支援拠点事業(子育てのひろば) ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ) ⑦ファミリーサポートセンター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規〕 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 <p>【費用の負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国 1/3、都 1/3、区 1/3
----------------------	--